

熊本県公報

号外 第 39 号の 2
平成 15 年 10 月 1 日 (水)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

- 規 則**
- 熊本県部設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則……………(人 事 課) 1
 - 熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令……………(人 事 課) 2

本号で公布された規則のあらまし

- ◇熊本県部設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則
 - 1 熊本県会計規則の一部改正
 - 2 熊本県総合調整局設置規則の廃止
 - 3 この規則は、公布の日から施行することとした。

規 則

熊本県部設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。
平成 15 年 10 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 48 号

熊本県部設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則(熊本県会計規則の一部改正)

第 1 条 熊本県会計規則(昭和 60 年熊本県規則第 11 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「熊本県総合調整局設置規則(平成 14 年熊本県規則第 54 号)第 2 条」を「熊本県職員の職の設置に関する規則(昭和 31 年熊本県規則第 59 号)別表第 1」に改め、「熊本県総合調整局処務規程(平成 14 年熊本県訓令第 39 号)第 3 条第 2 項に規定する」を削る。

(熊本県総合調整局設置規則の廃止)

第 2 条 熊本県総合調整局設置規則(平成 14 年熊本県規則第 54 号)は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

熊本県訓令第 38 号

本庁各部課(総室・室)
各地方出先機関

熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 15 年 10 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令

熊本県庁処務規程(昭和 36 年熊本県訓令甲第 29 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「、部長」を「、部(局)長、危機管理監」に改める。

第 3 条中「部」を「部(局)」に、「課(室)」を「課(総室・室)」に改める。

第 4 条第 2 項中「部」を「部(局)」に、「部長」を「部(局)長」に改め、同条第 5 項中「部」を「部(局)」に改め、同条中第 26 項を第 29 項とし、第 14 項から第 25 項までを 3 項ずつ繰り下げ、第 17 項の前に次の 1 項を加える。

16 危機管理監の下に、課長補佐、主幹及び参事を置くことができる。
第4条中第13項を第15項とし、第6項から第12項までを2項ずつ繰り下げ、第5項の次に次の2項を加える。

6 総合調整局に危機管理監を置く。

7 総合調整局に首席政策審議員、首席総務審議員、政策審議員及び総務審議員を置くことができる。

第5条第2項中「部長」を「部(局)長」に改め、同条第7項中「部」を「部(局)」に改め、同条中第51項を第54項とし、第39項から第50項までを3項ずつ繰り下げ、第42項の前に次の1項を加える。

41 危機管理監の下に置く課長補佐、主幹及び参事は、上司の命を受け、危機管理監が掌理する事務のうち下命の事務を処理する。

第5条中第38項を第40項とし、第10項から第37項までを2項ずつ繰り下げ、同条第9項中「首席総務審議員」を「総務部に置く首席総務審議員」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第8項を第10項とし、第7項の次に次の2項を加える。

8 危機管理監は、上司の命を受け、危機管理に係る総合調整に関する事務を掌理する。

9 総合調整局に置く首席政策審議員、首席総務審議員、政策審議員及び総務審議員は、上司の命を受け、総合調整局の所管に属する重要な事項を審議する。

第6条中「部」を「部(局)」に改める。

第8条中「部課(総室・室)」を「部(局)課(危機管理監に係る職務の担当区分、総室及び室を含む。以下同じ。)」に、「課(総室・室)長」を「課長(危機管理監、総室長及び室長を含む。以下同じ。)」に改める。

第9条中「部課(総室・室)」を「部(局)課」に、「課(総室・室)長」を「課長」に改める。

第15条の見出し中「部長」を「部(局)長」に改め、同条第2項中「課(総室・室)長」を「課長」に改め、同条に次の1項を加える。

3 総合調整局長の専決事項について、総合調整局長が不在であるときは、所管課長がその事項を代決することができる。

第16条の見出し中「課(総室・室)長」を「課長」に改め、同条第1項中「課(総室・室)長」を「課長」に、「部長」を「部(局)」に改める。

別表第1部の項中「部」を「部(局)」に改め、同表中

| | | |
|-----|-----|--|
| 総務部 | 人事課 | |
|-----|-----|--|

を

| | | |
|-------|-------|--|
| 総合調整局 | 政策調整課 | |
| | 秘書課 | |
| | 広報課 | |
| 総務部 | 人事課 | |

に改める。

別表第2 1 支出負担行為以外の共通専決事項の表知事専決事項の欄中「部長」を「部(局)長」に改め、同表部長専決事項の欄中「部長」を「部(局)長」に、「課(総室・室)長」を「課長」に改め、同表課(総室・室)長専決事項の欄中「課(総室・室)長」を「課長」に改める。

別表第2 2 支出負担行為に係る共通専決事項の表区分の項中「部長」を「部(局)長」に、「課(総室・室)長」を「課長」に改め、同表第11項一般需用費の項備考の欄中「課(総室・室)長」を「課長」に改め、同表第12項備考の欄中「課(総室・室)長」を「課長」に改め、同表第15項備考の欄中「課(総室・室)長」を「課長」に改め、同表(注)中「課(総室・室)長」を「課長」に改める。

別表第3部の項中「部」を「部(局)」に、「部長」を「部(局)長」に、「課(総室・室)長」を「課長」に改め、同表中

| | | | | | |
|-----|-----|---------------|---|--|---|
| 総務部 | 人事課 | 1 行政組織に関すること。 | 1 行政機関の設置及び改廃に関すること。 2 職の設置及び改廃並びに職の格付の基準に関すること。 | | 1 管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年熊本県人事委員会規則第10号)第3条の規定に基づき組織の改廃等を人事委員会に通知すること。 |
|-----|-----|---------------|---|--|---|

を